

金融ビジネス広域化の弊害とコミュニティ銀行の役割

張 暁 玫

99年8月に発表された「三行統合」、すなわち、第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行が2000年秋をめどに共同で金融持ち株会社を設立するという構想は、ビッグバンの展開過程で加速してきた金融再編成にいよいよ主役の巨大銀行が踊り出てくる契機となった。

「三行統合」の発表に続き、東海銀行とあさひ銀行が「マルチ・リージョナルバンク」構想を掲げ、2000年10月に金融持株会社を設立して統合することを発表した。また、住友銀行とさくら銀行が2002年4月に合併することが発表されたが、2000年4月、両行は一年前倒しで2001年4月に合併し、新行名を「三井住友銀行」として発足することが発表された。2000年3月には六大企業集団のメインバンクのなかで再編から「取り残されていた」三和銀行が東海＝あさひ銀行グループと統合すること、東京三菱銀行も翌4月、三菱信託、日本信託、東京信託と共同で持株会社（三菱東京フィナンシャル・グループ）を設立するとともに、信託3行の合併を通じて全面的に統合することを発表した。とりわけともに旧財閥系企業集団のメインバンクとして「君臨」してきた住友銀行とさくら銀行の合併構想は、その枠を越えるものとしてセンセーショナルに報道されたが、「メガ再編」は百兆円前後の資産規模を抱える四つの巨大金融グループへの再編へと突き進んでいった。なお、2000年6月、あさひ銀行は東海＝あさひグループに三和が加わることで「マルチ・リージョナルバンク」構想が希薄化するとして、統合計画からの離脱を表明したが、三和＝東海連合は2000年7月、三和系の東洋信託銀行を加えて2001年4月に持株会社を設立すること、さらにその傘下に系列証券会社5社を統合する証券持株会社を設立することを発表し、UFJとして発足する一方、あさひは大和銀行と統合し、共同持株会社「りそな」を結成した。

以上のような「メガ再編」の一方、競争力に劣る「弱小」金融機関や「不良」

銀行を「市場」から強制的に退出させようとする動きが強まり、地域金融機関の整理・淘汰がいよいよ本格的に展開されてきた。金融システム不安が高まった98年以降第二地銀以下の下位業態の再編が加速してきた¹⁾。

本論文では、まず、Dymski (1999) の論説に依拠しつつ、金融の寡占化、つまり米国における近年の銀行合併ブームの下で、地域金融という視点から見た格差・差別融資発生の実態を確認し、あわせてその裏の問題として、コミュニティ銀行の存在意義を試みる。なお、Dymski の扱う地域金融は、データの制約上、対個人の住宅金融に限定されるが、地域における個人住宅ローンと中小企業融資は同様の立場にあり、中小企業融資を含めた日本の中小企業金融を考える際の重要な例証となるものと思われる。

一. 銀行合併の成果と問題

現在、米国の銀行業界に急激な変化が起きている。Dymski のこの著作²⁾は起りつつあるその変化を分析した最新の研究の一つであり、近年の米国の銀行業界を分析した研究の代表的なものの一つとみなされている。このような理由から、以下で Dymski(1999)の行った分析を簡単に要約した形で取り上げることにする。

1981年以來、米国では毎日約1.7社の企業が合併しており、なかでも合併の範囲と規模が大きいのは商業銀行である。

多くの経済学者はこれらの銀行合併ブームを支持する姿勢を示している。理由は以下の通りである。

1. 小規模な銀行は効率性が低い。
2. 合併によって資金運用の効率性が向上し、リスクを下げられる。
3. 合併によって市場の効率性が改善される。

Dymski(1999)は、これらの合併支持論の根拠に対して実証データに基づき逐一批判を行い³⁾、さらに、これら支持論が看過してきた重要な論点を自ら提示する。

それは、合併ブームは地元の住民と消費者の福祉に対してプラスに作用するかマイナスに作用するかという論点である。

まず、合併によって、銀行システムの社会的効率性はどうなるかを見てい

こう。銀行システムが、機会の不平等に直面している人々の取引サービス、信用、資本へのアクセスをどれほど改善しているかという疑問を包括的に解明するのは不可能である。それゆえ Dymski(1999)は考察する側面を変えて、銀行が地域における人種、および収入の差に対し、どのような行動を取っているかということに焦点を置いた⁽⁴⁾。

fair-share 基準を利用して上述の問題を分析した。fair-share 基準とは、同じ都市内の異なった所得階層及び人種に対して、貸出の面でどの程度の差別が存在するかを検証する基準である⁽⁵⁾。

結果として、多数の貸出者（特に、支店を有していないメガバンク）は fair-share 基準に達していなかった。

さらに、probit モデル（HMDA データによるもの⁽⁶⁾）を利用し、銀行の消費者ローンに対する態度の違いを分析した。probit モデルは、回帰分析の一手法であり、そこでは被説明変数が、ある事象の起こる確率となっているものである。目的の一つは、合併活動に参加した銀行と他の銀行が消費者ローンに対する融資行動がどうかどうかを究明することである⁽⁷⁾。

結果として、合併行動に参加した銀行（特に、地域に支店を有していないメガバンク）は低収入者、少数民族の集中している地域の顧客層に対する貸出の確率が参加していない銀行より低いことから差別的な融資行動を取っていたことが明らかになった、と Dymski は主張している。

日本では、同様の事が起きている。たとえば、「三井住友銀行」は合併後の経営計画のなかで、個人取引の利益について 2004 年度に 1999 年度の 5 倍、収益全体に占める割合で 26%（99 年度は 8%）を見込んでいる。大銀行の個人取引戦略の重点はネットバンキングやインストアブランチの展開、デリバリーチャネルの多様化による取引の迅速化・簡便化を通じた個人メイン顧客の「囲い込み」とともに、大口の富裕層に重点を置くプライベート・バンキングによって一般顧客との差別化を図ろうとするところにある⁽⁸⁾。大口資産家に対しては、預金金利、手数料を優遇するほかに専門のフィナンシャル・プランナーを配置して資産運用、相続、不動産の活用等、事細かな相談に応じる一方、小口取引については、業務処理コストに見合った手数料を徴求するとして、コストの低い電話取引やネット取引を中心に据え、電話、ネット取引について預金金利を上乗せ、手数料を引き下げる一方、ATM、窓口手数料を引き上げている。同

時に、給与振込や各種料金の決済口座を有するメイン顧客に対して手数料を割り引くことで他の顧客と差別化を図っている。

したがって、地元の中小企業も差別を受けていることが推測できるであろう。この点につき、Dymski は次のように指摘する。小規模な銀行は地元の中小企業の経営情報を十分に把握できるという比較優位性を利用して、中小企業に貸出を行っている。しかし、「これまでの銀行の合併ブームの中で、大規模な銀行がすべての市場において小規模な銀行を消滅させようとしていることで、中小企業は不利な立場に追いやられている。なぜなら、中小企業が信用と金融取引サービスの面で中小金融機関との間に持っていた優先関係がなくなったからである」⁹⁾ と Dymski は結論づけている。

地域によって、貸出者の融資行動が違ってくることは当然なことだが、銀行間の弱肉強食的な競争が必ず地元の経済効率を向上させると言える理由はまだ十分には示されていない。

また、銀行合併に伴う地域金融を含めた寡占化は、融資差別に止まらず、価格支配の行使を伴う独占の弊害を生み出しつつある。

次に、消費者と地域経済に対する銀行合併の影響を見よう。先行研究は、銀行の合併と集中が消費者と中小企業にとっては不利となる可能性を示唆している。Dymski(1999)は「今のところ、銀行の市場は実際に地域性があると言える。しかし、銀行の集中と合併により独占的な価格付けが広まり、消費者は低い利子しか得られなくなった」¹⁰⁾ と提示している。米国の連邦準備委員会の研究結果も上述のことと一致している。つまり、消費者側が合併後の銀行に払う金融サービスの手数料は前より上がったし、銀行側が消費者に対し提供するサービスのコストは減っていない(コンピューター技術の明らかな進歩があったにもかかわらずである)。特に、合併意欲を持つ銀行は大幅に手数料を上昇させてきた。

周知のように、銀行の合併は金融サービス情報の標準化向上を伴うものである。ので、合併後銀行の提供する金融サービスの価格が増大することは言うまでもない。

二、米国 CRA (Community Reinvestment Act) の発想

——市場主義の補完

ここでは、銀行業務を遂行するうえでの地域・人種差別を禁止する法律である CRA の経緯を紹介する。なぜならば、「グローバル・スタンダード」として、あらゆる規制の撤廃を意味する「アメリカン・スタンダード」を他国に強要している米国自身が CRA (地域再投資法) と他の「地域スタンダード」ともいえる地域経済崩壊の歯止め措置を設けていることに注目する必要がある。それは、銀行合併ブームによる地域金融の寡占化が、地域金融に不利益をもたらすことを政府自らが認めたことを意味する。CRA は融資差別是正を目的として 1977 年に制定されたが、現在、地域に対する金融機関の貢献度を「融資テスト」、「投資テスト」、「サービステスト」に照らして判定し、公表するとともに支店開設認可の条件にするという、文字通り「地域の資金を地域に還元する」法律として定着している。そうした理念を日本においても取り入れるべく、「日本版 CRA」制定運動が展開されているが、CRA の経験は社会的役割を促す「規制」を通じて銀行を社会的役割発揮の方向へ誘導することが銀行にとっても決して一方的な負担強化につながるのではなく、健全な収益機会をももたらすことを示している好例といえる。

零細企業や低所得者に対する融資は、市場主義的な立場に立てば、金融機関によって、ハイリスクとして貸出を拒絶するか、あるいはリスクを織り込んだ高利融資となる。市場主義が支配的な米国においては、貧富の格差が拡大し、社会的軋轢が高まる危険にさらされている。そこで、政府が一定の関与をすることにより、市中金融機関が社会的弱者に対する融資を円滑にする体制が作られている⁹⁹。1977 年に施行された CRA は政府の関与によって市中金融機関が低所得者等への融資を円滑に行なうことができるようにした制度である¹⁰⁰。

その仕組みの概要は次の通りである。FRB (連邦準備理事会)、FDIC (連邦預金保険機構)、CCC (通貨監督官)、OTS (貯蓄監督局) が、預金保険制度に加盟している金融機関に対して、地域社会の資金需要に十分に対応するよう共同で指導する。各政府機関は個々の金融機関が決めた CRA の実施地区において、地域社会の資金需要にどれだけ応えているかを検査し、その結果を格付けで表示して、世論の力によって金融機関の行動を促す。

CRA の運営の実情につき 2000 年 1 月に米議会の要請により、FRB が調査を行った。この調査は郵送された質問に金融機関が任意に回答する方式で行なわれ、全米約一万社の金融機関のうち、総資産ベースで約半分を占める金融機関から回答が得られた。

CRA により、指定地域において以下の 3 テストにより金融機関の成績が評価される。「投資テスト」は、指定地域を中心に金融機関が行なった投資、贈与などである。「サービス・テスト」は、低所得層の多い地域に支店や ATM を設置してリテールバンキングサービスを十分に行なったか、また地域開発への貢献とその創造性が評価される。「貸出テスト」は、住宅ローン、小口商業貸出、小口農業貸出並びに資金配分は地区別に片寄らず、低所得層のニーズに応えているかを問う。

CRA は、その政策方向を明示するだけで、銀行の自主的な行動に関して事後的に世論の批判を受けさせることによって、収益本位に流れがちな銀行の資金配分を個人や零細企業などへ向けさせるソフトなシステムである。

金融機関の側から CRA システムを遵守しようとするインセンティブは、第一に CRA が公表する評価点である。CRA に基づき公表される評価点が高ければ、金融機関に対する社会的なイメージが高まり、投資家、預金者や債務者の評価も高まる¹⁹⁾。

その他多項目についても調査されたが、総じて CRA は市場主義体制の中で社会政策的な視点を加味した実行可能な制度と評価される。私的企業体である金融機関が健全経営と営利を追求しつつ、社会的弱者に対しても妥当な資金配分を行なうことは、21 世紀においてますます重要な課題であるから、こうした仕組みは日本でも参考になろう。

三. コミュニティ銀行の役割

以下では、寡占化の弊害によってコミュニティ銀行に期待されるべき役割を究明する。コミュニティ銀行の活躍は、金融の寡占化がもたらす弊害と表裏の関係をなし、地域にとって、中小金融機関が持つ意義を具体的に証明するものである。

まず、中小企業金融機関に期待される役割から見てみよう。金融グローバル

化による金融システムの急激な変化にもかかわらず、地域金融機関、小規模金融機関が営業地域の中小零細企業や個人営業者を主要な顧客として、リレーションシップ・バンキングを基本に、伝統的な金融サービスを提供するという構造は、日本を含めて、いずれの国においても直ちに大きく変わることはないであろう。

しかし、このことは、これらの金融機関が今後も従来と同じ内容の業務を、同じ手法やチャンネルを通じて、同じ顧客に提供し続けるだけで十分だということの意味しているわけではない。これらの金融機関においても、その経済的使命、金融的役割をより効果的に果たすために、経済社会と金融システムの変化に即応するさまざまな工夫と革新が求められている。

このことは、例えば、最近の日本における銀行不振のもとでの「サラ金」や「商工ローン」など各種ノンバンクの盛況、さらには、こうした現象と表裏の関係にある中小零細企業に対する厳しい「貸し渋り」問題などを想起すれば容易に理解できるであろう。高田（2001）は「金融不況の中でいくつかのノンバンクが高い収益を上げ続けている状況は、銀行をはじめとする預金金融機関に対する規制や監督上の問題（代表的には BIS 規制ならびに金融検査マニュアルなど）もあるが、同時に、金融機関の側において、金融サービスの内容を工夫し、顧客ベースを拡大する努力が必ずしも十分ではない事情も指摘できるのでなかろうか」と強調している⁹⁴。

したがって、日本の地域金融機関や小規模金融機関が金融システムの変化に適合しながら、引き続き重要な社会的役割を果たし、かつ、事業として発展するためには、単に従来から指摘されている地域金融や中小企業金融に固有の困難性を克服するだけでなく、このような社会システム自体の歴史的変化を念頭に置いた、組織運営とサービスにおける創意と工夫を積み重ねることが求められているのである。

この点で示唆を与えてくれるのが先に紹介した地域再投資法（CRA）をめぐるアメリカのコミュニティ銀行の経験である。

アメリカのいくつかのコミュニティ銀行では、本来の金融サービスとそれに付随する他のさまざまな活動を効果的に結びつける手段として、持ち株会社制度を利用している。これらの銀行は、預金を受け入れて住宅ローンや商工業向け小口融資を行なう銀行本体とは別に、住宅の建設やリノベーション、商店街

の再開発などに従事する子会社（一般に地域開発会社と呼ばれる）を設立し、借り手が住宅や商店を取得、維持、管理するのをサポートしている⁹⁹。

さらに、地域活動に熱心なコミュニティ銀行は、自らさまざまな地域貢献プログラムに取り組むだけでなく、地域の様々な商工組織、公的機関、地域活動組織、教会、シンクタンクなどとも協力して、地域再開発、貧困問題など地域社会の活性化の課題に積極的に関与している。その際、複数の金融機関が共同で融資機構（コンソーシアム）を設立し、資金をプールして地元企業や地域活動組織に融資することも行なわれている。

このように、金融サービスと結びつけて経済的弱者の支援、地域活性化、新たな雇用機会の創出などの幅広い活動に積極的に取り組む金融機関は、近年では、アメリカだけではなく途上国を含む世界の多くの国々で活躍が目立つようになってきている。

このような活動に従事するさまざまな金融組織で構成される国際社会経済投資家協会（INAISE）のレポート『ヨーロッパにおける社会経済的金融手段とその雇用創出効果』（1997年）は、近年のヨーロッパを中心とする十数ヵ国でこうした金融サービスに取り組んでいる新しいタイプの金融組織の活動状況をサーベイしている。

これによれば、過去二十年間に、伝統的な営利金融機関が見捨てている取引分野や顧客ニーズを積極的に取り上げ、地域経済社会の活性化、雇用創出、環境の保全、地域文化の保護発展などの社会経済的目的に貢献する金融サービス活動に従事するさまざまな金融組織がヨーロッパ諸国で活動を広げている。こうした金融組織の数と影響力は、90年代以降急激に拡大している。

これらの金融組織の一部は銀行免許を受けているが、それ以外にも、以下のようなさまざまな形態で活動している。

- ① 地域投資クラブ、地域基金など。主として地域の人的・資金的資源に依存し、外部資金を利用しない小規模組織で、地域内の小規模零細事業者などに融資する。その運営の一部を地域のボランティア活動に依存する場合もある。一部はメンバー制を採用している。さらに、地域ベンチャーキャピタルとして、投資活動と同時に、投資先事業の運営をサポートする活動を併せ行なう組織もある。
- ② 主として公的機関（政府や地方自治組織）に依存するタイプ。公的機関

その他から提供される資金、グラントなどに依存して小規模事業の立ち上げ資金などを融資する。また、立ち上げ後の営業支援なども併せ行なう。こうした活動は、単一組織として行なう場合と、他の組織とパートナーシップを組成して行なう場合がある。

- ③ 倫理的基準で運営する金融機関。何らかの倫理的基準（例えば、エコロジー、持続可能な社会発展など）に基づいて取引先を選別し、金融仲介サービスを提供する。運営組織としては、免許を受けた銀行、金融会社（ノンバンク）、協同組合などさまざまである。融資は単独で行なわれる場合、もしくは他の組織とのパートナーシップの方法で行なわれる場合がある。また、営利基準の融資と非営利基準の融資を組み合わせたポートフォリオ手法で融資する場合もある。
- ④ 協同組合活動などをベースとするネットワーク型金融組織。例えば、フランスの労働者の協同組合フランス SCOP は、利益の 0.1%を拠出して Socoden と呼ばれる金融組織を運営している。これは主として傘下の地方協同組合に対する相互扶助的な金融支援活動を行なっている。また、他に、SCOP は、やはり利益の 0.2%を拠出して地方組織の運営を支援するサービス機構を運営している。
- ⑤ これらの他に、最近国際的な広がりを見せている LETS と呼ばれる地域決済交換制度も、広い意味の地域的金融活動の一形態と考えることができる。

次に、協同組織金融機関利用者からの本音を見ながら、協同組織金融機関に求められるものを考えよう。

首都圏の一郊外都市に位置する信金・信組などの協同組織金融機関の会員・組合員である中核的な人々が、金融取引の実情とビッグバンの下における諸問題に対して、どのように認識しているのか、また協同組織金融機関にどのような評価と期待を持っているかを探るためにアンケート調査を行った¹⁰⁾。このようなアンケートは、おそらく日本で初めてであり、協同組織金融機関間の協同作業ではなかろうか。その意味で地域的な偏りや対象の限定性などを差し引いても大きな意義があったと思われる、その回答傾向には協同組織金融機関の共通の特性がおおむね浮かび上がってきたものと思われる。

そして、結論として得られたことは、設立目的も組織形態も異なる協同組織

金融機関が、その協同組織性の実践的表現としての「小口多数」「親身な相談」において極めて高い同調性とそれへの期待で一致したということであり、これは当然の結果と思われる。

確かに、現在の恐慌的局面においては、中小企業や一般市民に深く根差した協同組織金融機関は苦しい経営を強いられている。それは、それらの基盤に忠実であればあるほど苦戦を強いられる。

だからといって、大手銀行のように、富裕者の金融に傾斜し、本来の実業に対する融資使命がすでになくなったとするのは、早計な判断ではなからうか。広く大衆の生活・経営の底支えのため「安心・安全」について裏切らない金融サービス機能を持つ協同組織金融機関が今こそ期待されていると思われる。ましてや、これからの時代は、中央の財政資金主導ではなく、持続的な地域経済を協同的な努力により再生することが経済再建の本命とされる時代である。

それを担うものは、他ならぬ中小企業であり、市民であり、それとの共存共栄によって経営が成り立つ協同組織金融機関である。取引先企業側は、地域金融機関の広い支援を望んでいるはずである。

こうしたアンケート結果は、広域を対象とする都銀によっては満たされていない地域金融ニーズの存在、及びそうしたニーズに応じて来た中小金融機関の存在意義を示すものである。

そして、近年の貸し渋り問題は、地域金融ニーズの存在とそれに対する都銀による対応の限界を端的に示すものである。

まず、都銀の貸し渋りの意味を理解しておこう。一部の新聞では、都銀は自己資本の国際比率を達成するために優良一部上場会社まで融資をカットしているかのような報道があるが、果たして実態はどうだろうか。1997年12月末の統計は興味あるものであった。表1によれば、都銀は前年同月比種目別貸出金増減状況では、大企業向け融資が都銀6.0%、信託5.6%と堅調な事実について注意を喚起しておく必要がある⁷⁾。

特に、都銀の大企業向け業種別融資増減を見るとこの間の伸長率が極めて著しいのは、特定業種に限られていることが分かる。すなわち、建設業14.3%、金融保険業23.6%がそれである。当該業種の中小企業の伸長率が各△3.7%、△4.6%であるのに比べれば、その異常さが際立っている。

表 1 業態別貸出種目別増減 97.12-96.12

(単位 %)

	都 銀	地 銀	第二地銀	信 託	信 金
合 計	1.7	1.6	-0.2	1.9	0.3
地 公 体	7.5	12.8	16.6	-37.3	11.4
海外借款	5.3	-3.6	3.3	-5	0
個 人	3.2	4.9	1.5	16.2	3.1
企 業	1.2	-4	-1.9	1.4	-1
内大企業	6	2	-1.1	5.6	—
中小企業	-0.5	-0.7	-1.2	-2.8	-1

(資料) 日本銀行『経済統計月報』より作成。

この結果をどう読むかは難しいが、全般的な景気低迷の中、国家の財政投融资の目立った発動が見られない中で、都銀のそれらに対する際立った融資が、設備投資ではなく運転資金に集中していることからいっても、前向きのものとは判断しにくい。憶測になるが、世評でいわれている大手建設業の経営危機を支えるための利子補給融資と早期是正措置による中小企業への直接融資がはばかれることから金融業への迂回融資が強まったように思われる。

極端なこの跛行性は一部の大企業支援による中小企業へのしわ寄せという大きな問題を惹起させた可能性があるといえる。このような都銀の自己戦略の強引ともいえる遂行度は、経営構造改革のあらゆる側面に及んでいる。

その一方で、中小企業は貸金業に融資を多く求めざるを得ない事態が生じている。中小企業の資金調達方法を確認すると、信金・信組など預金取扱金融機関からの借入の他に次の調達先がある。すなわち、①自己資本、②企業間信用、③非預金取扱金融機関、④資本市場、⑤その他に分類されよう。自己資本の過少性と間接金融、とりわけ金融機関への依存度の高いことが中小企業の際立った特徴である。

自己資本の過少性は中堅企業以下に共通する課題であり、大企業がすでに総資産の約 33%を占めるのに反して、中堅企業で約 18%、従業員 10 人未満の中小零細企業は平均 11%にすぎず、それは未だに改善されていない。直接金融市場からの資本調達も同様に大企業が約 10%であるのに対して、中小企業ではほとんど実績がなく、中堅企業でさえもわずか 0.7%にすぎない。また企業

間信用（親企業借入）については、戦前は非常に比重が高く商業者で多いところは46%、少ないところでも約24%という報告書（高橋亀吉著「現代中小商工業論」）があるが、戦後は高度経済成長期の1971年3月の約37%（資本金1000万円未満）をピークにして減少しつづけ、現在では18%～14%に下がっている。

問題は金融機関等からの借入金である。長期短期合わせて5割強から7割弱とその依存度が圧倒的であるが、注目すべきことは非預金取扱金融機関の比重の重要性である。金融の自由化の結果としてリース業などの展開による借入の自由化が広がったともいえるが、一面では正規の金融機関借入から締め出された中小零細企業が遅しく現在も存在する証拠ともいえる⁸⁸。

1994年版『貸金業白書』の業態別融資残高推移（旧大蔵省発表）によればリース会社、約14兆円その他、事業者向け貸金業者の融資残高が約42兆円と、驚くべき数値である。これ以外に信販会社約7兆円、消費者向け貸金業者7兆円、クレジットカード会社1兆円が挙げられており、総計では約79兆円にも達している。自らの取引者を含めて中小企業側から見ると、資金調達の実態が以上のような状況になっていることを認識しておくことも必要であろう。

「貸し渋り」問題の一般的論証は、きわめて困難であるが、大手都銀を始めとする金融機関が対中小企業融資を抑制する一方で、多くの中小企業が「貸金業」への依存を高めたという事実は、前者の「抑制」が「貸し渋り」であることを示すものである。

以上から、中小企業の資金ニーズがあっても、実際にこのニーズを応えている金融機関は都銀ではなく、中小金融機関であろう。広域を対象とする都銀によっては満たされていない地域金融ニーズの存在はそうしたニーズに応えてきた中小金融機関の存在意義を示すものである。

- (1) 斎藤正 (2003)『戦後日本の中小企業金融』 ミネルヴァ書房 p.187.
- (2) Gary A.Dymski, *The Bank Merger Wave*, M.E.Sharpe,1999
- (3) Dymski,Ibid. p.267 によれば、過去 20 年間で、小規模な銀行は貸し倒れによる困窮に頻繁に陥ってきたが、大銀行はそれ以上に深刻な一連の信用危機に直面してきた。例えば、10 年前、米国の上位の銀行 Chase と Citi 及び BankAmerica は一時的に破綻する危険にも陥ったことがある。このように大銀行の貸し倒れが深刻なのは、そもそもそのような巨大な貸出能力を持っているからこそと言える。また、たしかに小規模な銀行は地域経済の状況に結びついているため、よりリスクが高いと言えるが、利潤を上げる可能性がないとは断言できない。
1982 年から 1994 年の銀行の call-report を分析したある研究は、地域経済の経済状況を条件付けた(コントロールした)もとでは、小規模な銀行は大銀行と比べパフォーマンスが優れていたという結果を導き、「銀行は大規模なほど良いとは言えない」と Dymski は結論づけている。また、Dymski(1999)は他のマイクロレベルの分析も、小規模な銀行のほうが大銀行より持続的に利益をあげていると主張している。
- (4) Dymski, *Ibid.* p.273.
- (5) Dymski, *Ibid.* p.122.
- (6) 「住宅融資開示法(HMDA)」は金融機関の差別的な対応を問題とする点で公正住宅法と同一精神に基づく法律だが、公正住宅法が人種に着目するのに対し、HMDA は金融機関が黒人や低所得者の居住地域における信用需要に適切に対応していないという、いわゆるレッド・ライニング問題(金融機関が地図上に赤線を付して一定地域での取引を回避した問題)に着目した。『金融財政事情』2001 年 7 月 30 日号 p.29.
- (7) Dymski, *Ibid.* p.138.
- (8) 斎藤正 (2003)『戦後日本の中小企業金融』 ミネルヴァ書房 p.160.
- (9) Dymski, *Ibid.* p.276.
- (10) Dymski,Ibid.p.275.
- (11) 宮坂恒治 (2001)「21 世紀に入った協同組織金融機関経営環境と基本路線」『信用金庫』2001 年 5 月 p.6.
- (12) OCC, *Community Developments*, Fall 2000
- (13) FRB, *Survey of the Performance and Profitability of CRA-Related Lending*, July 17,2000
- (14) 高田太久吉 (2001)「金融グローバル化と中小企業金融のあり方」『信用金庫』2001 年 5 月 p.10.
- (15) 例えば、米国のコミュニティ銀行である Shore Bank は通常の預金を開発ローンに転換して、地元の住民の悪化したアパートを修復し、収益を生み出すような資産に変えるサービスを提供している。これは地元の住民の住宅環境を向上させながら、小口金融サービスのチャンネル拡張する狙いからのものと言える。(http://www.shorebankcorp.com/main/depositors.cfm)
- (16) 平石裕一 (1998)「協同組織金融機関利用者の本音」時事通信社『時事通信・金融財政版』1998 年 12 月 4 日号。
- (17) 平石裕一 (1998)「金融システムの危機と信金・信組」時事通信社『時事通信・金融財政版』1998 年 3 月 30 日号。
- (18) 平石裕一 (1996)「中小企業の資金需要を考える」全国信用組合中央協会『信用組合』1996 年 3 月号。